



島根原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	保-08
提出年月日	2024年1月11日

**島根原子力発電所**  
**新規制基準への適合性確認に係る**  
**保安規定変更認可申請（補正）について**  
**（SA設備のLCO/AOT コメント回答）**

---

**2024年1月**  
**中国電力株式会社**

## 1. 説明実績

2023/3/28 第1129回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合  
島根原子力発電所保安規定変更認可申請に係る概要を説明。

- ①新規制基準施行に伴う変更
- ②火山影響等発生時の体制の整備に伴う変更
- ③有毒ガス発生時の体制の整備に伴う変更
- ④原子力安全文化の育成および維持活動体制の見直し

2023/12/7 第1209回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合  
2023/3/28の審査会合での指摘事項について回答。

- ①重大事故等対処設備に係る運転上の制限等（SA設備のLCO/AOT）
- ②原子力安全文化の育成および維持活動体制の見直し

## 2. 本資料の説明内容

2023/12/7の審査会合における、新規制基準施行に伴う変更のうち重大事故等対処設備に係る運転上の制限等（SA設備のLCO/AOT）に対する指摘事項について回答する。

No	審査会合(2023/12/7)指摘事項	回答	資料
1	<p>サプレッションチェンバを水源とした残留熱代替除去系のサーベイランスについて、今回停止期間のみだけでなく以降の期間においても放射線防護上の観点に留意しつつ実施するための方法や、それらの実現可能性を網羅的に検討し、その結果及びその結果を踏まえた残留熱代替除去系のサーベイランスの実施方法について説明すること。</p>	<p>残留熱代替除去系におけるサーベイランスでは、以下の通り実条件を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 残留熱代替除去ポンプの運転性能の確認： テストタンクを水源とした残留熱代替除去ポンプの循環運転</li> <li>・ 水源を含む主要な流路の健全性確認： 残留熱代替除去ポンプの確認運転(水源:テストタンク、送水先:サプレッションチェンバ)、 残留熱除去ポンプの確認運転(サプレッションチェンバを水源とした循環運転)、 テストタンク等の静水頭による通水確認</li> <li>・ 系統構成が適切になされることの確認： 電動弁の動作確認</li> </ul> <p>サプレッションチェンバを水源とした残留熱代替除去ポンプの確認運転の実現性を検討したものの、非管理区域の機器に付着した放射性物質を完全に除去できない等の理由により困難である。</p> <p>今回の原子炉停止期間については、機器・配管への通水および機器の分解による除染を行うことで、大部分の放射性物質は除去可能であると考えられることから、サプレッションチェンバを水源としたRHARポンプの確認運転を行う。</p>	<p>スライド P.3～8</p>

## 2. 指摘事項に対する回答 No.1

### 【審査会合における指摘事項 No.1】

サブプレッションチェンバを水源とした残留熱代替除去系のサーベイランスについて、今回停止期間のみだけでなく以降の期間においても放射線防護上の観点に留意しつつ実施するための方法や、それらの実現可能性を網羅的に検討し、その結果及びその結果を踏まえた残留熱代替除去系のサーベイランスの実施方法について説明すること。

### 【指摘事項への回答】

- 残留熱代替除去系におけるサーベイランスでは、以下の通り実条件を考慮する。
  - ・ 残留熱代替除去ポンプ（以下「RHARポンプ」という。）の運転性能の確認：  
テストタンクを水源としたRHARポンプの循環運転
  - ・ 水源を含む主要な流路の健全性確認：  
RHARポンプの確認運転（水源：テストタンク、送水先：サブプレッションチェンバ）、  
残留熱除去ポンプ（以下「RHRポンプ」という。）の確認運転（サブプレッションチェンバを水源とした循環運転）、  
テストタンク等の静水頭による通水確認
  - ・ 系統構成が適切になされることの確認：  
電動弁の動作確認
- サプレッションチェンバを水源としたRHARポンプの確認運転の実現性を検討したものの、非管理区域の機器に付着した放射性物質を完全に除去できない等の理由により困難である。
- 今回の原子炉停止期間については、機器・配管への通水および機器の分解による除染を行うことで、大部分の放射性物質は除去可能であると考えられる※ことから、サブプレッションチェンバを水源としたRHARポンプの確認運転を行う。

※：サブプレッションチェンバ内部水の入れ替えを行っていること、非管理区域のRHARポンプ・弁・配管等は新設されており、内面腐食が少ないことから、比較的除染が行いやすい状況であること、プラント停止期間が10年を超えており、B-RHRポンプ停止時冷却モードの流路に付着した放射性物質は十分減衰していることによる。

## 2. 指摘事項に対する回答 No.2

### サブプレッションチェンバを水源としたRHARポンプの確認運転の実現性（1 / 2）

概要	必要な対応	確認運転実施可否
1. RHARポンプエリアを常設管理区域として設定	<p>① 管理区域として設定するための以下の設備対応</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 遮蔽壁の設置（放射線防護）</li><li>・ 管理区域側の空調換気系に接続する空調ダクトの設置（ポンプ室の負圧維持）</li><li>・ 管理区域内排水系に接続する機器ドレン配管および床ドレン配管の設置（放射性液体廃棄物の処理）</li><li>・ RHARポンプ室の区画、出入口の施錠管理</li><li>・ 上記工事に伴う配管、消火設備等の移設</li></ul> <p>② 設計及び工事計画認可申請書の届出</p> <p>③ RHARポンプ室を迂回するアクセスルートの設定（設置許可段階で設定したアクセスルートの見直し、準備時間を見直した有効性評価の実施）</p>	<p>年単位の工事が必要な可能性があるが、①～③の対応は可能な見込。</p> <p>しかしながら、アクセスルートの見直しにより重大事故等時の対応が遅れることから原子力安全上好ましくない。</p> <p>また、放射性物質を取り扱う範囲を拡大することは、作業員の被ばくや放射性廃棄物の増加につながるという観点から好ましくない。</p> <p>以上の理由により、RHARポンプ室を常設管理区域として設定することは困難。</p>

## 2. 指摘事項に対する回答 No.2

### サプレッションチェンバを水源としたRHARポンプの確認運転の実現性（2 / 2）

概要	必要な対応	確認運転実施可否
2. サーベイランス時にRHARポンプエリアを一時的な管理区域として設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時的な管理区域を設定するエリアの区画、出入口の施錠管理</li> <li>汚染防止囲いや局所排風機による気体廃棄物管理 等</li> </ul>	<p>一時的な管理区域の設定は対応可能。 一時的な管理区域を解除するための対応は2.1および2.2に示す。</p>
2.1 サプレッションチェンバ内部水の入れ替え	サプレッションチェンバ内部水の水抜きのため、タンク等によるサプレッションチェンバ内部水の受け入れ※ <sup>1</sup>	<p>定期検査工程を長期化※<sup>2</sup>することでサプレッションチェンバ内部水の入れ替えは対応可能。</p> <p>しかしながら、今後のプラント運転によりサプレッションチェンバ内部水には従来よりも多量の放射性物質が含まれることが想定され※<sup>3</sup>、内部水を入れ替えてもサプレッションチェンバ壁面の放射性物質を完全に除去することは困難。さらに、サプレッションチェンバからRHARポンプへの流路には、B-RHRポンプ停止時冷却モードの流路が含まれており、炉水に由来する放射性物質についても非管理区域に持ち込まれることが想定され、非管理区域の機器へ放射性物質が付着することが想定される。</p> <p>以上の理由により、サプレッションチェンバを水源とした確認運転は困難。</p>
2.2 ポンプ分解による除染	サプレッションチェンバを水源としたRHARポンプの確認運転後、RHARポンプを分解して除染	<p>分解を伴う除染を行う場合においても放射性物質を完全に除去することは困難。また、分解による配管内部の除染は構造上困難。</p> <p>以上の理由により、サプレッションチェンバを水源とした確認運転は困難。</p>

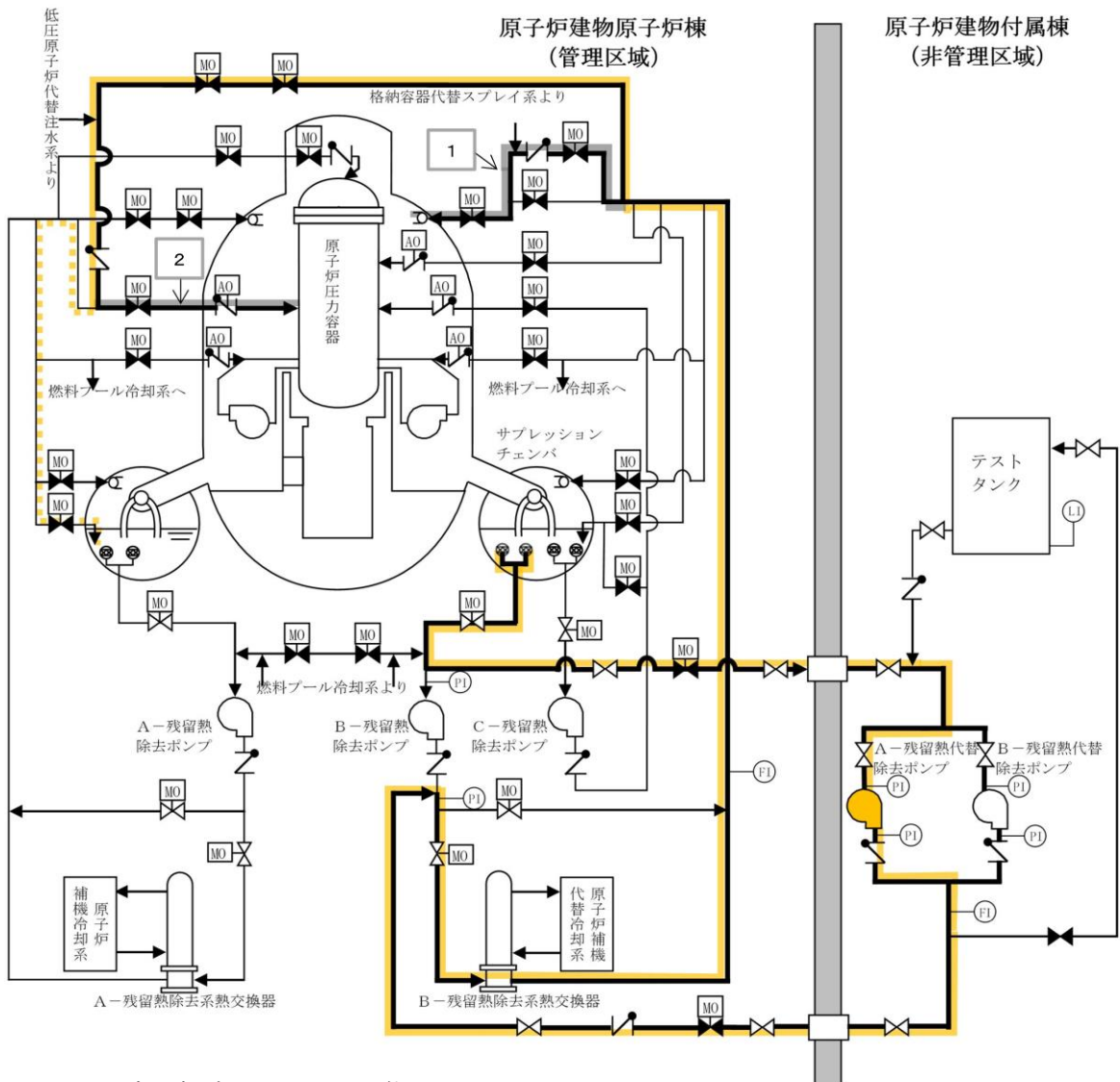
※ 1 : 1号機廃棄物処理設備について2号機との共用を取り止めたことにより廃液の処理に時間を要する※<sup>2</sup>ことから、サプレッションチェンバ内部水の入れ替えを行わない運用を計画している。

※ 2 : 過去の実績では、1号炉設備を使用した上で、サプレッションチェンバ内部水の水抜き・水張り（水処理含む。）に4～6週間要している。

※ 3 : 従来月例点検として実施していた原子炉隔離時冷却系ポンプの確認運転に加え、今後は高圧原子炉代替注水ポンプの確認運転を月例点検として実施する。仮に燃料破損が生じた場合、原子炉隔離時冷却系ポンプおよび高圧原子炉代替注水ポンプの確認運転により、多量の放射性物質がサプレッションチェンバへ持ち込まれる。



## A : 今回の原子炉停止期間におけるサーベイランス



- [実条件性能評価]
- ポンプ運転で確認する流量・揚程は実条件と同じ
  - 実条件と概ね同じ流路でRCHARポンプ確認運転を実施
  - 実条件と同じ水源でRCHARポンプ確認運転を実施
  - 通水確認の範囲に含まれない電動弁について、開閉試験により系統構成が適切になされることを月例点検で確認

— : 重大事故等時のRCHARの流路  
 — : その他の配管  
 — : RCHAR確認運転における流路 (A-RCHARポンプの例、B-RCHARポンプの場合も同様)  
 — : 以下の理由により通水確認が困難な範囲

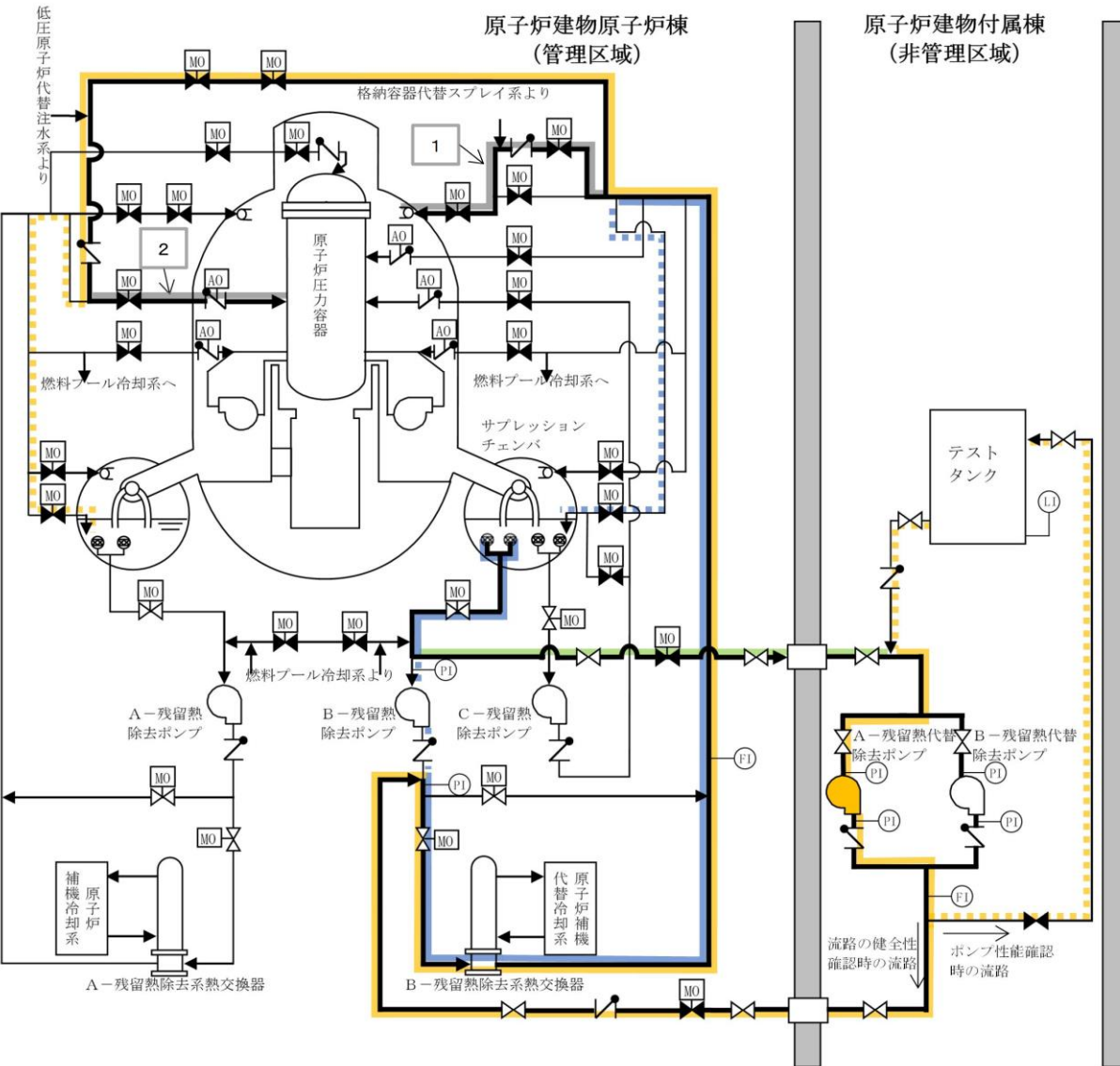
1 : 被水によるドライウェル機器の破損防止  
 2 : 原子炉出力の変動、原子炉水位の変動、原子炉圧力容器への異物混入の防止

注1 : 通常運転時の弁の開閉状態を示す。

注2 : 重大事故等時のRCHARの流路以外のポンプ確認運転の流路を点線で示す。

# 2. 指摘事項に対する回答 No.2

## B: 定事検停止時のサーベイランス



- [実条件性能評価]
- ポンプ運転で確認する流量・揚程は実条件と同じ
  - テストタンク水源でのRHRポンプ確認運転でポンプの性能確認を行い、サブレーションチェンバ水源でのRHRポンプ確認運転結果と同等であることを確認
  - 通水確認の範囲に含まれない電動弁について、開閉試験により系統構成が適切になされることを月例点検で確認
  - ポンプ確認運転時の流路に含まれない範囲について主要な範囲の通水確認、ポンプ・弁分解点検時の異物確認・異物混入防止、サブレーションチェンバ内部の異物管理・ストレーナによる異物除去
  - RHRポンプの確認運転において、サブレーションチェンバを水源としたポンプの運転が可能であることを確認

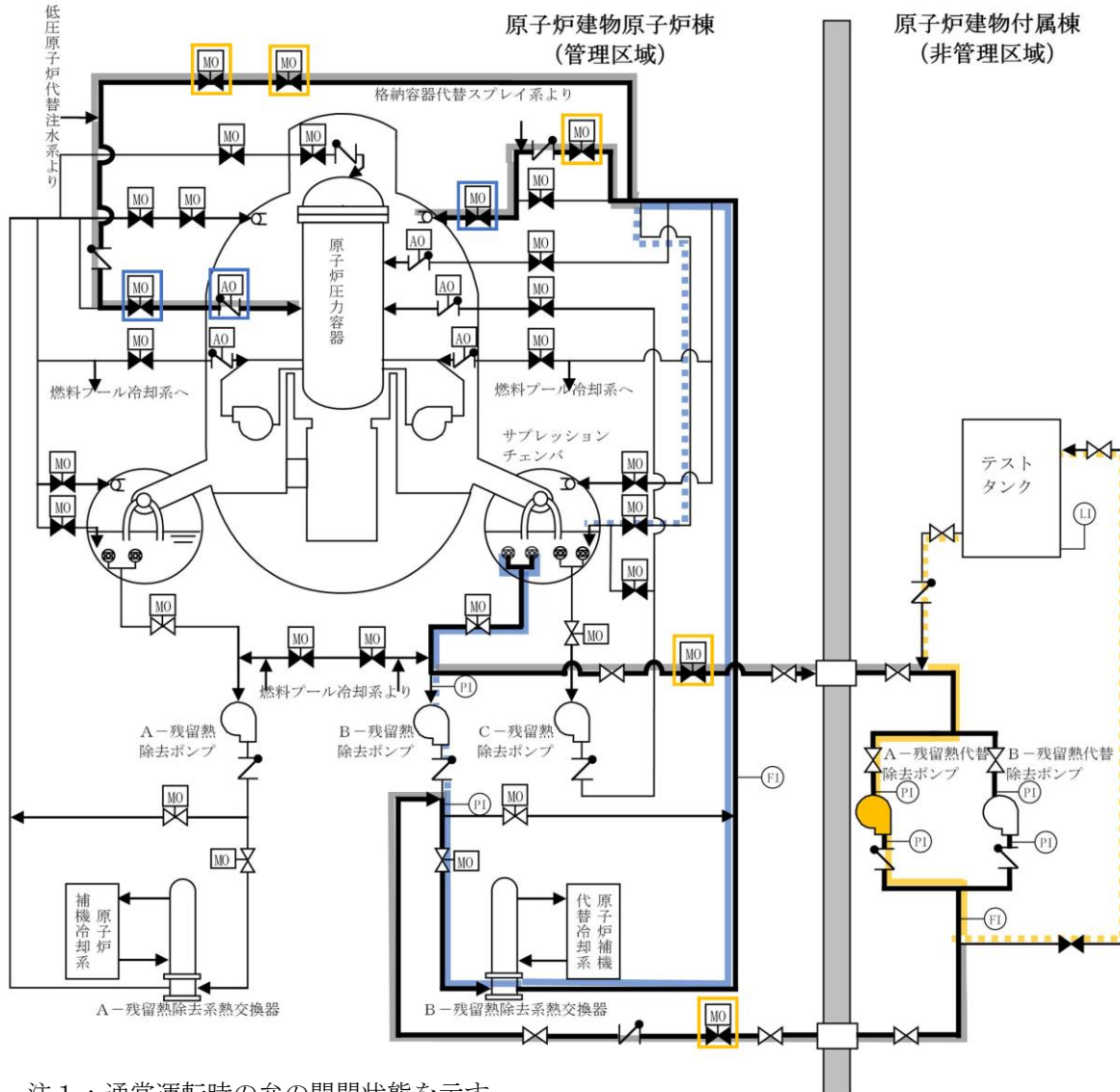
— : 重大事故等時のRHRの流路  
 — : その他の配管  
 — : RHR確認運転における流路 (A-RHRポンプの例、B-RHRポンプの場合も同様)  
 — : RHR確認運転における流路  
 — : 通水確認を行う範囲  
 — : 以下の理由により通水確認が困難な範囲

1 : 被水によるドライウェル機器の破損防止  
 2 : 原子炉出力の変動、原子炉水位の変動、原子炉圧力容器への異物混入の防止

注1: 通常運転時の弁の開閉状態を示す。  
 注2: 重大事故等時のRHRの流路以外のポンプ確認運転の流路を点線で示す。



## C : 月例点検時のサーベイランス



### [実条件性能評価]

- 通水確認の範囲に含まれない電動弁について、開閉試験により系統構成が適切になされることを確認
- ポンプ確認運転時の流路に含まれない主要な範囲について定事検停止時に通水確認を実施
- RHRポンプの確認運転において、サブプレッションチェンバを水源としたポンプの運転が可能なことを確認

- : 重大事故等時のRHARの流路
- : その他の配管
- : 動作確認対象の弁 (RHAR)
- : 動作確認対象の弁 (RHR)
- : RHAR確認運転における流路 (A-RHARポンプの例、B-RHARポンプの場合も同様)
- : RHR確認運転における流路
- : 以下の理由により通水確認が困難な範囲
  - 必要な系統構成に伴うRHRポンプ運転の阻害により事故対応操作が遅れるため原子力安全上困難

注1 : 通常運転時の弁の開閉状態を示す。

注2 : 重大事故等時のRHARの流路以外のポンプ確認運転の流路を点線で示す。